

## [事案 2022-278] がん診断給付金支払請求

・令和5年6月12日 裁定終了

### <事案の概要>

約款に定める支払事由に該当しないことを理由に、がん診断給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

卵巣漿液性境界悪性腫瘍に罹患し子宮全摘および子宮附属器腫瘍摘出の手術を受けたため、平成27年9月に乗合代理店を通じて契約した医療保険にもとづき、がん診断給付金を請求したところ、約款に定める支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下等の理由により、がん診断給付金を支払ってほしい。

- (1)他の保険会社に「卵巣漿液性境界悪性腫瘍」と診断名を伝え、がん保険に加入できるかを問い合わせた結果、がんの既往歴があるため加入できないと言われた。
- (2)主治医からもがん患者と認められており、両方の卵巣および子宮を摘出し、間違いなくがんである旨の説明を受けた。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人の疾患は、約款に定める支払事由である ICD-10(2003年版)準拠の基本分類コード C51～C58(女性生殖器の悪性新生物)における C56(卵巣の悪性新生物)もしくは D00～D09(上皮内新生物)に該当しない。
- (2)申立人が受けた手術は、「卵巣がん・卵管癌・腹膜癌治療ガイドライン(2020年版)」における当該傷病の際の基本術式である。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、がん診断給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。